

平成 26 年 8 月 20 日
大臣官房官庁営繕部
計 画 課

「平成 27 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書」 の送付について

(国土交通大臣から各省各庁の長及び財務大臣あて)

- ・ 営繕計画書に関する意見書は、国家機関の建築物として各省各庁間の整備水準等の均衡を図り、良質な官庁施設の整備を促進することを目的として、毎年度概算要求に先立ち、国土交通大臣が、各省各庁の長より送付された営繕計画書に関して技術的な見地から意見を述べ、各省各庁の長及び財務大臣へ送付するものです。(別紙 1 参照)
- ・ 平成 27 年度各省各庁営繕計画書に関する意見書を、平成 26 年 8 月 20 日に各省各庁の長及び財務大臣に送付しました。
- ・ 意見書では、総括意見として官庁施設整備等の基本的考え方や社会的要請(別紙 2 参照)を述べた上で、平成 27 年度各省各庁営繕計画書(所要経費総額約 3 千 5 百億円)に関する個別意見(別紙 3 参照)を述べています。

問 い 合 わ せ 先

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

課 長 補 佐 山北 孝治 (内線23223)

官庁施設計画推進官 谿花 範泰 (内線23225)

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8234

F A X 03-5253-1542

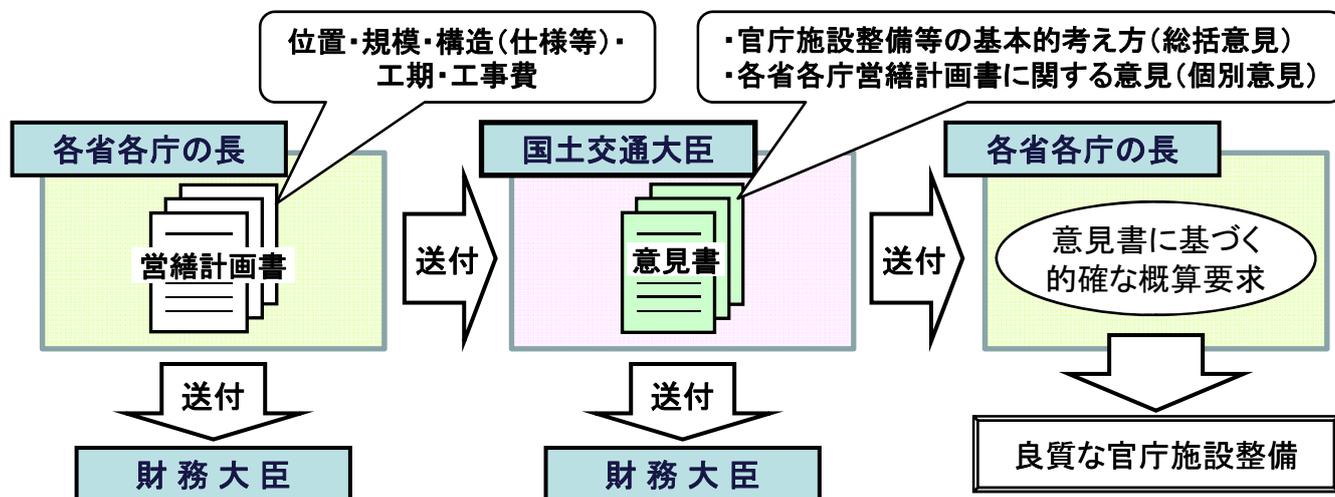
営繕計画書に関する意見書制度の仕組み

○ 目的

- ・ 国家機関の建築物として各省各庁間の整備水準等の均衡を図り、良質な官庁施設の整備を促進することを目的としています。

○ 制度概要

- ・ 各省各庁の長は、その所掌する建築物の新営及び修繕等に際し、官公庁施設の建設等に関する法律（以下、「官公法」という。）第9条第1項に基づき、営繕計画書を財務大臣及び国土交通大臣に送付することとなっています。
- ・ 国土交通大臣は、官公法第9条第3項に基づき、毎年度概算要求に先立ち、各省各庁の営繕計画書に関して、国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準（以下、「位置・規模・構造の基準」という。）に照らし、技術的な見地から意見を述べ、各省各庁の長及び財務大臣へ送付しています。



「官公庁施設の建設等に関する法律」(抄) (昭和26年法律第181号)

(参考)

(目的)

第1条 この法律は、国家機関の建築物の位置、構造、営繕及び保全並びに一団地の官公庁施設等について規定して、その災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条5 この法律において「各省各庁の長」とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

(営繕計画書)

第9条 各省各庁の長は、毎会計年度、その所掌に係る国家機関の建築物の営繕及びその附属施設の建設に関する計画書(以下「営繕計画書」という。)を前年度の7月31日までに財務大臣及び国土交通大臣に送付しなければならない。但し、一件につき総額百万円をこえない修繕又は模様替えについては、この限りでない。

2 前項の営繕計画書には、当該建築物及びその附属施設の位置、規模、構造、工期及び工事費を記載するものとする。

3 第1項の規定により営繕計画書の送付を受けたときは、国土交通大臣は、これに関する意見書を8月20日までに当該各省各庁の長及び財務大臣に送付しなければならない。

総括意見の概要

第 1 章 官庁施設整備等の基本的考え方

(計画的な官庁施設の整備)

- 「官公庁施設の建設等に関する法律」(昭和 26 年法律第 181 号。以下「官公法」という。)第 9 条に基づく営繕計画書に関する意見書制度の的確な運用により、各省各庁の官庁施設が、合理的かつ適正に計画・整備される必要がある。

(官庁施設の水準確保)

- 官公法第 13 条に基づき、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成 6 年建設省告示第 2379 号。以下「位置・規模・構造の基準」という。)を制定し、官庁施設のあるべき水準を整理・体系化している。
- 各省各庁は、「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」において「統一基準」として決定された技術基準等の運用を徹底し、今後とも営繕事務の合理化・効率化を推進する必要がある。

(官庁施設の保全の適正化)

- 各省各庁は、官公法第 11 条に基づき、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成 17 年国土交通省告示第 551 号)の遵守や保全状況の報告を行うなど、所管する官庁施設の適正な保全を推進する必要がある。

第 2 章 官庁施設の現況*

*国土交通省調べ。保全状況は平成 25 年度、その他は平成 26 年 7 月時点

- 官庁施設の施設数は、14,661 施設(延べ約 49,480 千㎡)となっている。このうち、官公法第 2 条の「庁舎」に該当する施設は、8,260 施設(延べ約 19,739 千㎡)で全体の 56.3% (面積では 39.9%) を占める。
- 経年別の延べ面積割合は、築後 30 年以上のものが全体の 41.6%となっている。
- 定期点検の実施を含めた官庁施設の保全状況について、良好な施設の割合(総評点 80 点以上)は、平成 21 年度に 36.5%であったものが、58.0%に増加している。

第 3 章 社会的要請に対応する官庁施設の整備等

- 国土交通省では、平成 26 年 7 月に「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」をとりまとめている。官庁施設の整備にあたっては、各地域による自律的で持続的な社会の創生に貢献していく必要がある。
- 改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年法律第 18 号)等を踏まえ、官庁施設の整備等においては、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図る必要がある、公共工事の円滑な施工の確保については、最新の単価の適用等による適正な価格での契約などにより、万全を期する必要がある。

(安全・安心の確保)

- 官庁施設については、位置・規模・構造の基準に規定された種類に応じた耐震安全性を確保する必要がある。
- 東日本大震災の教訓や「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月閣議決定）等を踏まえ、耐震安全性の確保等により防災機能強化や来訪者等の安全の確保を図るほか、防災関係機関が初動期において緊密な連携によりその機能を総合的に発揮できるように、立地の集約化その他の広域防災拠点機能の強化を図る必要がある。
- 「津波対策の推進に関する法律」（平成 23 年法律第 77 号）等を踏まえ、津波襲来時における一次避難場所の確保による人命の救済に資するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する必要がある。
- 各省各庁は、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」を活用し、発災時における官庁施設の執務スペースや電力・給排水等の基幹設備機能等、施設機能の確保を的確に図ることが重要である。

(長寿命化の推進)

- 昨年 11 月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、各省各庁は、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を早期に策定し、これを元にした官庁施設の長寿命化に取り組む必要がある。
- 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき戦略的な維持管理・更新等を推進するため、各省各庁は、官庁施設の個別施設計画を構成する「中長期保全計画」と「保全台帳」を適切に作成する必要がある。

(環境負荷低減への取組)

- 「官庁施設の環境保全性基準」の適正な運用のもと、施設のライフサイクルを通じた環境負荷低減に配慮した整備が必要である。
- 「雨水の利用の推進に関する法律」（平成 26 年法律第 17 号）に基づき、水資源の有効利用の観点から、官庁施設の整備においては雨水利用システムの導入を推進する必要がある。

(地域社会との連携の推進)

- 地方公共団体をはじめとする様々な関係者との連携の下、地域の特性等を考慮しつつ、良好な市街地環境の形成、魅力とにぎわいのある都市拠点の形成等、地方創生に資する必要がある。

(木材の利用の促進)

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）等に基づいて、官庁施設における木材の利用を促進する必要がある。

個 別 意 見 の 概 要

○各省各庁の長から提出された営繕計画書に対して、位置・規模・構造の基準、その他営繕関係基準類とともに官庁施設整備等の施策を踏まえて、技術的見地から施設整備の緊急性や業務を行うための基本機能に関する評価等の意見を述べる。

○平成27年度各省各庁営繕計画書に記載されている営繕計画を実施するための所要経費は下表のとおりである。

(単位：億円)

	26年度計画額	27年度計画額	対前年度比
合同庁舎	264	171	0.65
国会	173	187	1.08
最高裁判所	119	176	1.47
会計検査院	1	1	0.79
内閣及び人事院	10	13	1.25
復興庁	2	4	2.40
内閣府	146	139	0.95
総務省	16	28	1.73
法務省	508	560	1.10
外務省	63	98	1.56
財務省	500	537	1.07
文部科学省	10	8	0.88
厚生労働省	151	192	1.27
農林水産省	32	42	1.29
経済産業省	10	18	1.91
国土交通省	218	260	1.19
環境省	7	20	2.77
防衛省	655	1,067	1.63
合 計	2,885	3,519	1.22

端数処理の関係上、各項目の合算値が合計と異なる場合がある。